

令和6年度青森県介護事業所業務改善支援事業費補助金

対象事業所	青森県内に所在する介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）
対象事業	介護事業所が厚生労働省作成「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」に基づき、知識・経験を有する第三者（業務改善支援事業者）の支援を受けて職場環境の改善を図る事業
補助対象経費	業務改善支援事業者の支援を受けた職場環境改善に資する取組に必要な経費 ※ 報酬、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費
補助率	1 / 2（1事業所あたり300千円以内）
申請受付期間	令和6年8月30日（金）【必着】 下記担当あてメール
事業実施期間	交付決定日から令和7年1月31日（金）まで ※ 上記期間内に、業務改善支援事業者への依頼～職場環境改善の取組～支払まで完了する必要があります。

補助要件、様式等の詳細については、下記 URL にてご確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo-consulting.html>

青森県庁ホームページ: 青森県介護事業所業務改善支援事業費補助金



【担当】 青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課 介護事業者グループ

電話：017-734-9299 FAX：017-734-8090

メール：kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp